

# 三郷中学校に係る部活動の方針

三郷町教育委員会

## 1 部活動の意義

- 学校教育の一環として、スポーツ及び文化活動に関心を持つ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的に活動を行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒が楽しさや喜びを感じ取り、学校生活に豊かさをもたらす。
- 生徒が教科の授業等で体験し、興味・関心を持った活動を更に深く体験するとともに、授業で身に付けた技能・体力等を発展・充実させることができるのである。加えて、部活動での成果を教科の授業で活かし、他の生徒に広めていく。
- 自主的に自分の好きな活動に参加することにより、各教科の授業に加えて、生涯を通してスポーツや文化活動に親しむ能力や機会を育む効果を有している。あわせて、心身の向上や健康の保持増進、豊かな情操を一層図るものである。加えて、生徒の自主性、協調性、責任感及び連帯感等を育成し、仲間や教師（顧問）と密接に触れ合う場となる。
- 生徒のスポーツ及び文化的活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るく豊かな学校生活を保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながる。

## 2 指導・運営に係る体制の構築

- 指導内容の充実、生徒の安全確保及び教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- 学校の実態に応じて、部活動指導員を適切に任用する。
- 生徒や部の顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 3 適切な練習時間・休養日等の設定

- 練習時間
  - ・平日は、2時間程度、土日・休日・長期休業日は、3時間程度を原則とする。
- 休養日
  - ・学期中は、原則、週当たり2日以上休養日を設ける。  
(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会等に参加した場合は、他の日に振り替える。)
  - ・定期試験前の一定期間や、地域・学校の実態をふまえ、休養日を設ける。

- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中の活動に準じる。また、生徒が十分な休養をとることができるように計画するとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、適宜長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### 4 安全管理・体罰等の根絶

- ・活動の前後及び活動中は、生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人ひとりの体力・運動能力及び体調に応じた指導を心がけ、適切に対応する。
- ・定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止や補修などの措置を速やかにとる。また、安全に活動できるよう活動場所の環境や活動の内容によっては、点検を習慣化するとともに、生徒に対しては、施設・設備等の使用方法等について指導を徹底する。
- ・高温下等での活動の際は、特に水分補給等の熱中症対策を講じ、また活動中の急激な天候変化（雷・突風等）にも適切な判断が下せるよう、常時、1名以上の部活動顧問の管理のもと、事故・怪我等の発生時には、迅速かつ適切に対処する。
- ・「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為」であることを認識し、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組みを推進する。